

平成28年12月1日

平成28年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

平成28年12月1日会議提出議案一覧表

議案第30号	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第3号)	・・・別冊
議案第31号	平成28年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	・・・別冊
議案第32号	平成28年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	・・・別冊
議案第33号	平成28年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第1号)	・・・別冊
議案第34号	平成28年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	・・・別冊
議案第35号	鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の 条例の制定について	・・・1
議案第36号	鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例の廃止に ついて	・・・4
議案第37号	鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正について	・・・6
議案第38号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・8
議案第39号	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	・・・23
議案第40号	鳥羽市市税条例の一部改正について	・・・27
議案第41号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・33
議案第42号	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・36
議案第43号	鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・38
議案第44号	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について	・・・40

議案第 35 号

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

水道法第 10 条第 1 項の規定に基づく簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、必要な関係条例を改廃したく、本提案とするものである。

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(簡易水道事業を含む。以下同じ。)」を削る。

第2条第3項を次のように改める。

3 水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域 鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥羽3丁目、鳥羽4丁目、鳥羽5丁目、小浜町、船津町、堅神町、池上町、幸丘、若杉町、安楽島町、河内町、岩倉町、坂手町、浦村町、石鏡町、国崎町、相差町、畔蛸町、千賀町、堅子町、松尾町、白木町、大明東町、大明西町、屋内町、高丘町、桃取町、答志町、菅島町、神島町

(2) 給水人口 20,000人

(3) 1日最大給水量 32,000立方メートル

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

(鳥羽市給水条例の一部改正)

第2条 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第3項各号ア」を「第2条第3項第1号」に改める。

(鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な」を「に規定する布設工事監督者の」に改め、同条第2項を削る。

(鳥羽市簡易水道分担金条例の廃止)

第4条 鳥羽市簡易水道分担金条例（昭和44年条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第36号

鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例の廃止について

鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成28年12月 1日 提 出

平成28年 月 日

鳥羽市長 木田久圭一

提案理由

施設の老朽化に伴い、市営プールを廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥羽市営水泳プールの設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 37 号

鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正について

鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

簡易水道事業の統合及び市営プールの廃止に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例（昭和39年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「次のとおり」を「、上水道事業施設」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第 38 号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、本市職員の給与改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「413,300円」を「413,800円」に改める。

第44条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第9項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		百円	百円	百円	百円	百円	百円
	1	1,416	1,917	2,279	2,611	2,871	3,177
	2	1,427	1,935	2,295	2,630	2,893	3,199
	3	1,439	1,953	2,310	2,648	2,916	3,222
	4	1,450	1,971	2,326	2,669	2,937	3,244
	5	1,461	1,987	2,341	2,687	2,957	3,266
	6	1,472	2,005	2,358	2,706	2,980	3,286
	7	1,483	2,023	2,373	2,725	3,003	3,308
	8	1,494	2,041	2,389	2,746	3,025	3,330
	9	1,505	2,058	2,403	2,767	3,046	3,351
10	1,519	2,076	2,418	2,787	3,069	3,373	

11	1, 532	2, 094	2, 434	2, 808	3, 091	3, 394
12	1, 545	2, 112	2, 448	2, 828	3, 114	3, 416
13	1, 558	2, 126	2, 463	2, 848	3, 135	3, 435
14	1, 573	2, 144	2, 478	2, 869	3, 156	3, 455
15	1, 588	2, 161	2, 491	2, 889	3, 178	3, 476
16	1, 604	2, 179	2, 505	2, 909	3, 199	3, 496
17	1, 617	2, 196	2, 520	2, 929	3, 220	3, 514
18	1, 632	2, 213	2, 537	2, 949	3, 240	3, 534
19	1, 647	2, 229	2, 554	2, 970	3, 261	3, 552
20	1, 662	2, 245	2, 572	2, 990	3, 281	3, 571
21	1, 676	2, 260	2, 588	3, 010	3, 300	3, 591
22	1, 703	2, 277	2, 606	3, 031	3, 321	3, 610
23	1, 729	2, 293	2, 623	3, 051	3, 341	3, 630
24	1, 755	2, 309	2, 640	3, 072	3, 362	3, 649
25	1, 782	2, 322	2, 660	3, 090	3, 377	3, 669
26	1, 799	2, 337	2, 679	3, 111	3, 396	3, 688
27	1, 816	2, 351	2, 697	3, 132	3, 415	3, 708
28	1, 833	2, 364	2, 715	3, 152	3, 434	3, 728
29	1, 848	2, 377	2, 732	3, 171	3, 451	3, 743
30	1, 866	2, 389	2, 751	3, 191	3, 470	3, 761
31	1, 884	2, 399	2, 770	3, 212	3, 489	3, 779
32	1, 901	2, 411	2, 787	3, 233	3, 507	3, 795
33	1, 917	2, 424	2, 804	3, 247	3, 526	3, 813
34	1, 932	2, 436	2, 823	3, 267	3, 544	3, 827
35	1, 947	2, 448	2, 841	3, 286	3, 562	3, 842
36	1, 962	2, 461	2, 860	3, 307	3, 579	3, 858
37	1, 975	2, 470	2, 876	3, 326	3, 593	3, 872

38	1,988	2,484	2,893	3,345	3,606	3,884
39	2,001	2,498	2,911	3,365	3,620	3,896
40	2,014	2,513	2,929	3,384	3,634	3,907
41	2,027	2,527	2,946	3,403	3,647	3,918
42	2,040	2,541	2,963	3,422	3,656	3,930
43	2,053	2,555	2,979	3,440	3,667	3,942
44	2,066	2,568	2,995	3,459	3,678	3,953
45	2,078	2,580	3,012	3,474	3,686	3,960
46	2,091	2,593	3,029	3,488	3,695	3,967
47	2,104	2,607	3,045	3,503	3,704	3,974
48	2,117	2,620	3,062	3,518	3,713	3,981
49	2,128	2,633	3,073	3,534	3,722	3,987
50	2,139	2,644	3,088	3,542	3,730	3,993
51	2,149	2,657	3,103	3,554	3,738	3,998
52	2,160	2,670	3,119	3,564	3,746	4,002
53	2,171	2,680	3,135	3,573	3,753	4,006
54	2,181	2,691	3,151	3,584	3,760	4,009
55	2,190	2,704	3,167	3,593	3,767	4,012
56	2,200	2,717	3,182	3,604	3,774	4,015
57	2,206	2,728	3,197	3,613	3,779	4,018
58	2,215	2,738	3,209	3,620	3,785	4,021
59	2,223	2,748	3,221	3,627	3,791	4,024
60	2,232	2,759	3,233	3,634	3,798	4,027
61	2,239	2,771	3,240	3,638	3,802	4,030
62	2,249	2,781	3,249	3,644	3,809	4,033
63	2,257	2,790	3,257	3,651	3,815	4,036
64	2,266	2,800	3,265	3,658	3,821	4,039

65	2, 273	2, 807	3, 274	3, 661	3, 825	4, 042
66	2, 281	2, 816	3, 278	3, 668	3, 831	4, 045
67	2, 290	2, 823	3, 285	3, 675	3, 837	4, 048
68	2, 301	2, 832	3, 293	3, 682	3, 843	4, 051
69	2, 308	2, 842	3, 301	3, 685	3, 847	4, 053
70	2, 315	2, 850	3, 308	3, 691	3, 852	4, 056
71	2, 321	2, 858	3, 315	3, 698	3, 857	4, 059
72	2, 329	2, 866	3, 322	3, 704	3, 863	4, 062
73	2, 337	2, 874	3, 327	3, 707	3, 866	4, 064
74	2, 344	2, 879	3, 333	3, 713	3, 870	4, 067
75	2, 351	2, 883	3, 338	3, 720	3, 874	4, 070
76	2, 357	2, 888	3, 344	3, 726	3, 878	4, 072
77	2, 364	2, 889	3, 347	3, 730	3, 881	4, 074
78	2, 372	2, 893	3, 352	3, 735	3, 884	4, 077
79	2, 380	2, 895	3, 356	3, 741	3, 887	4, 080
80	2, 387	2, 899	3, 361	3, 746	3, 890	4, 082
81	2, 394	2, 901	3, 365	3, 751	3, 892	4, 084
82	2, 401	2, 903	3, 370	3, 757	3, 895	4, 087
83	2, 408	2, 907	3, 375	3, 762	3, 898	4, 090
84	2, 415	2, 910	3, 380	3, 765	3, 900	4, 092
85	2, 421	2, 913	3, 383	3, 769	3, 902	4, 094
86	2, 428	2, 916	3, 387	3, 774	3, 905	
87	2, 435	2, 919	3, 392	3, 778	3, 908	
88	2, 442	2, 923	3, 396	3, 782	3, 910	
89	2, 449	2, 926	3, 399	3, 786	3, 912	
90	2, 454	2, 930	3, 403	3, 791	3, 915	
91	2, 458	2, 933	3, 408	3, 795	3, 918	

92	2,463	2,937	3,412	3,799	3,920	
93	2,466	2,938	3,414	3,802	3,922	
94		2,940	3,418			
95		2,944	3,423			
96		2,948	3,427			
97		2,950	3,428			
98		2,953	3,433			
99		2,957	3,437			
100		2,961	3,440			
101		2,963	3,443			
102		2,966	3,447			
103		2,970	3,451			
104		2,973	3,455			
105		2,975	3,460			
106		2,978	3,464			
107		2,982	3,468			
108		2,985	3,472			
109		2,987	3,477			
110		2,991	3,481			
111		2,995	3,484			
112		2,998	3,487			
113		2,999	3,492			
114		3,002				
115		3,005				
116		3,009				
117		3,011				
118		3,013				

	119		3,016				
	120		3,019				
	121		3,023				
	122		3,025				
	123		3,028				
	124		3,031				
	125		3,034				
再任用 職員		1,869	2,144	2,544	2,738	2,889	3,143

別表第3 (第2条関係)

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		百円	百円	百円	百円
	1	2,452	3,305	3,955	4,706
	2	2,477	3,335	3,984	4,729
	3	2,502	3,364	4,013	4,751
	4	2,527	3,394	4,041	4,774
	5	2,550	3,421	4,068	4,797
	6	2,588	3,454	4,095	4,819
	7	2,626	3,485	4,123	4,841
	8	2,664	3,516	4,150	4,863
	9	2,700	3,545	4,175	4,883
	10	2,740	3,574	4,202	4,904
	11	2,780	3,605	4,229	4,925
12	2,820	3,637	4,256	4,946	

13	2,858	3,667	4,280	4,967
14	2,898	3,703	4,305	4,988
15	2,937	3,735	4,329	5,009
16	2,976	3,772	4,354	5,030
17	3,014	3,808	4,376	5,051
18	3,050	3,835	4,400	5,071
19	3,085	3,863	4,424	5,091
20	3,121	3,890	4,448	5,111
21	3,157	3,919	4,466	5,129
22	3,194	3,945	4,490	5,147
23	3,229	3,971	4,514	5,166
24	3,264	3,995	4,537	5,185
25	3,299	4,018	4,558	5,202
26	3,327	4,041	4,581	5,220
27	3,353	4,064	4,603	5,238
28	3,379	4,087	4,626	5,256
29	3,407	4,110	4,648	5,274
30	3,428	4,131	4,671	5,292
31	3,450	4,151	4,694	5,310
32	3,474	4,172	4,716	5,328
33	3,497	4,193	4,736	5,344
34	3,521	4,212	4,757	5,362
35	3,543	4,232	4,778	5,379
36	3,568	4,252	4,799	5,397
37	3,592	4,272	4,820	5,413
38	3,616	4,292	4,838	5,429
39	3,640	4,312	4,856	5,443

40	3,662	4,332	4,874	5,459
41	3,685	4,351	4,891	5,474
42	3,699	4,369	4,909	5,488
43	3,714	4,386	4,927	5,502
44	3,728	4,404	4,945	5,515
45	3,743	4,423	4,961	5,527
46	3,757	4,441	4,978	5,537
47	3,772	4,459	4,996	5,547
48	3,787	4,476	5,014	5,557
49	3,799	4,494	5,030	5,567
50	3,809	4,511	5,043	5,576
51	3,819	4,529	5,056	5,585
52	3,828	4,547	5,069	5,594
53	3,838	4,566	5,081	5,602
54	3,847	4,578	5,094	5,611
55	3,856	4,590	5,107	5,620
56	3,865	4,602	5,120	5,629
57	3,874	4,614	5,130	5,638
58	3,883	4,624	5,138	5,647
59	3,891	4,634	5,146	5,656
60	3,899	4,644	5,154	5,663
61	3,906	4,652	5,163	5,672
62	3,911	4,659	5,171	5,681
63	3,915	4,666	5,180	5,690
64	3,920	4,673	5,188	5,699
65	3,923	4,680	5,197	5,708
66		4,687	5,206	

67		4,694	5,213	
68		4,701	5,222	
69		4,705	5,231	
70		4,712	5,239	
71		4,719	5,248	
72		4,726	5,257	
73		4,730	5,265	
74		4,736	5,274	
75		4,743	5,283	
76		4,750	5,290	
77		4,754	5,298	
78		4,760	5,307	
79		4,766	5,316	
80		4,771	5,325	
81		4,777	5,333	
82		4,782	5,342	
83		4,787	5,351	
84		4,792	5,360	
85		4,796	5,368	
86		4,802	5,377	
87		4,806	5,386	
88		4,811	5,395	
89		4,816	5,403	
90		4,822		
91		4,828		
92		4,832		
93		4,837		

	94		4,843		
	95		4,849		
	96		4,855		
	97		4,860		
再任用 職員		2,954	3,378	3,922	4,652

第2条 鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第22条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額は、第19条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第24条第1項中「各号のいずれかに該当する」を「各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「第19条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第19条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「すべてが扶養親族たる」を「全てが扶養親族としての」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を

欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第44条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第9項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第44条第2

項及び附則第9項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用し、第1条の規定(給与条例第44条第2項及び附則第9項の改定規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(鳥羽市職員給与条例及び鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第22条第1項及び第24条の規定の適用については、同項中「第19条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「第19条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については、1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第24条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに

至った者がある場合（扶養親族たる子又は第19条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族とあるのは (3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の (4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を

たる子又は第19条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

と、

」

同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない

職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 39 号

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6） 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第9条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 退職職員（退職した鳥羽市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の鳥羽市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における鳥羽市職員の退職手

当に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

第3条 新条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の鳥羽市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第9条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）

に対する鳥羽市職員の退職手当に関する条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第40号

鳥羽市市税条例の一部改正について

鳥羽市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 1日 提 出

平成28年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市市税条例の一部を改正する条例

鳥羽市市税条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下

「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得

の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥羽市市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 4 1 号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 提 出

平成 2 8 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。
附則中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所

得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市国民健康保険税条例附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第 4 2 号

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 提 出

平成 2 8 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「保育料」という。）は、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年条例第4号）第2条に定める利用者負担額とする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する保育所に在籍している児童及び鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第35号）第3条に規定する幼稚園に在籍している幼児が同一世帯に2人以上あるときは、これらの児童及び幼児のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である児童に係る同項の保育料は無料とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る改正後の条例第8条の保育料について適用し、同日前の利用に係る同条の保育料については、なお従前の例による。

議案第43号

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 1日 提出

平成28年 月 日

鳥羽市長 木田久圭一

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「保育料」という。）は、鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年条例第4号）第2条に定める利用者負担額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する幼稚園に在籍している幼児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）第3条に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの幼児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である幼児に係る同項の保育料は無料とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る改正後の条例第5条の保育料について適用し、同日前の利用に係る同条の保育料については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 提 出

平成 2 8 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「保育料の2分の1の額」を「の保育料は別表に定める額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降である園児の保育料は無料とする。」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が77,101円未満である場合における令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）のうち、最年長者から順次に数えて第2番目である園児の保育料は別表に定める額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、最年長者から順次に数えて第3番目以降である園児の保育料は無料とする。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における令第4条第4項に規定する要保護者等と同一の世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）に属する特定被監護者等のうち、最年長者から順次に数えて第2番目以降である園児の保育料は無料とする。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第35号）第3条に規定する幼稚園に在籍している園児及び鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）第3条に規定する保育所に在籍している児童が同一世帯に2人以上あるときは、これらの園児及び児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降である園児に係る同項の保育料は無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

階層区分		利用月の区分	1か月の利用 日数が11日以 下のとき	1か月の利用 日数が12日以 上のとき
生活保護法（昭和25年法律第144号） の規定による被保護世帯（単給世帯 含む。）又は市町村民税の所得割を 納付すべき者のない世帯		全月	無料	無料
市町村民税所得割合算 額が1円以上10,001円 未満の世帯	ひとり親世帯 等	8月以外の月	日額 70円	月額 870円
		8月	日額 170円	月額 2,000円
	その他世帯	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円
		8月	日額 350円	月額 4,000円
市町村民税所得割合算 額が10,001円以上 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯 等	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円
		8月	日額 350円	月額 4,000円
	その他世帯	8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円
		8月	日額 700円	月額 8,000円
上記以外の世帯		8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円
		8月	日額 700円	月額 8,000円

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 改正後の条例の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る改正後の条例第7条の保育料について適用し、同日前の利用に係る同条の保育料については、なお従前の例による。